

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年9月13日（令和5年（行情）諮問第807号）

答申日：令和6年4月19日（令和6年度（行情）答申第19号）

事件名：特定年度の特定刑事施設における処分説明書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「処分説明書」（特定年度 特定刑事施設A）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月10日付け○管発第2510号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、墨消し部分の開示を求めます。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定文書番号処分説明書についての開示に際し、墨消し部分が余りにも多く、その処分の概要すら把握できません。

イ 些かな開示部分から窺えるのは、本事案は恐喝事件に該当するのではないかと思われま。

職員が職員に対して、あるいは被収容者、その他知人かも判然とせず『遊興費』の種類も不明です。

そして、被害者が遊興費を支払わされ畏怖したのであれば、明確な故意による犯罪行為であり恐喝罪に該当します。

ウ ところが、特定刑事施設Aはこれを公表していません。このような悪質な犯罪を公表せず、しかも文書開示においてもその内容を明らかにしないことは、不祥事の隠蔽になります。

よって、全面開示はもとより（個人情報に最少限の保護を除く）事件の公表がなされるべきです。

墨消し部分の取消しを求めます。

（2）意見書

特定刑事施設Bの場合処分の内容や確定などには墨消しをしていないのに、なぜ特定刑事施設Aはその部分にまで墨消しをするのか。そもそもこうした不祥事を発表しないことに問題があるのにそれを法務省矯正局が発表もせずその事実を総務省が追認するなど考えられません。それではなんのために行政不服審査があるのか。国民を愚弄するのもたいがいにされたい。後日、すべてまとめて〇〇新聞他報道機関に報告します。

こうした事案の隠蔽体質があるから、文書隠しがあとを絶たず自殺者まで出るのです。

絶対に看過できません。そもそも処分の内容まで墨消しする理由はなんなのか。職員の氏名すら公表していないのに。ふざけるのもいい加減にして下さい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が特定矯正管区長（処分庁）に対し、令和5年6月28日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、同年8月10日、本件対象文書についてその一部（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とした一部開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、要するに、本件不開示部分の開示を求めているものと解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、懲戒処分の事由を記載した説明書であり、国家公務員法（昭和22年法律第120号）89条1項の規定に基づき、懲戒処分の対象となった職員に対し、当該処分の際、交付しなければならないとされている。また、懲戒処分とは、公務員の秩序関係を維持するために、使用者である国が、職員に対し、その秩序を乱す法定事由（同法82条1項各号）に該当する場合に科す行政上の制裁であり、当該職員の責任を問い、戒めることを本質とするものであって、懲戒処分に関する情報は、個人の資質、人格又は名誉等に密接にかかわる当該職員固有の情報であり、当該職員はこれらの情報について、他人に知られたくないと望むのが通常である。このような懲戒処分の性格から、懲戒処分の内容等は、処分者、被処分者及び懲戒処分関係事務担当者のみが知り得るものであり、懲戒処分に関する情報の取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知り得ることはない。

(2) 本件不開示部分は、被処分者の所属部課、氏名、官職、級及び号俸、処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、国家公務員倫理法26条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）、国家公務員法85

条による承認の日並びに処分の理由（経歴、非違行為の行われた日時、場所及び関係者の氏名等）が記載されており、これらの情報は、全体として、当該被処分者に係る、法5条1号本文に規定される個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(3) 次に、同号ただし書該当性を検討すると、懲戒処分については、平成15年11月10日付け総参-786人事院事務総長通知「懲戒処分の公表指針について（通知）」（以下「人事院通知」という。）に基づき、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち免職又は停職である懲戒処分については公表するものとされているところ、本件対象文書に係る事案については、報道機関に対する公表等がなされていないことから、同号イには該当しない。また、本件不開示部分に記載された情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないことから、同号ロにも該当しない。さらに、被処分者が特定刑事施設Aの職員であったとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、同号ハに該当するとは認められない。

(4) また、法6条2項により更に開示すべき部分の有無について検討すると、懲戒処分に関する情報は、上記のとおり、個人の資質、人格又は名誉等に密接にかかわる当該職員固有の情報であり、当該被処分者の氏名等の個人識別部分を除いたとしても、他の情報と照合することにより、被処分者の同僚、知人、その他関係者には、当該被処分者を特定する手掛かりとなり、その結果、非違行為の具体的詳細等、当該被処分者や関係者にとって、他者に知られたくない事実が明らかになるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示の対象とすることは相当でない。

3 以上のとおり、本件不開示部分について、法5条1号に規定される不開示情報に該当するとした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年9月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年10月5日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和6年4月12日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、特定の被処分者に対し、特定刑事施設Aにおいて行われた懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）に係る処分説明書（1枚）であり、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「（教示）」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名、官職並びに級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法26条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）及び国家公務員法85条による承認の日並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄で構成されている。

このうち、本件不開示部分は、「2 被処分者」欄の項目名を除く記載事項の全部並びに「3 処分の内容」欄のうち、「根拠法令」及び「処分の種類及び程度」以外の部分の項目名を除く記載事項の全部又は一部であると認められる。

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容並びにこれに対する処分の種類及び程度等が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等と共に記載されていることから、当該文書に記載された情報は、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 法5条1号ただし書イ該当性について

諮問庁の上記第3の2（3）の説明は、要するに、本件懲戒処分については、人事院通知における公表対象に該当しないため、公表されておらず、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当しないという趣旨に解される。

当審査会において、人事院通知の内容と本件対象文書の内容を対照したところ、本件懲戒処分は、人事院通知における公表対象には該当しないと認められる。諮問庁の上記第3の2（3）の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件不開示部分に記載されている情報が、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されていると認めるべき理由はない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当しない。

(3) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分は、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被処分者は公務員であるが、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえ、本件不開示部分が、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

(4) 法6条2項の部分開示の可否について

本件不開示部分のうち、被処分者の氏名及び官職等は、個人識別部分であるから、部分開示の余地はない。また、その余の部分についても、これを公にした場合、当該被処分者の同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(5) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美